

川口市産業労働行政審議会傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この手続きは、川口市審議会等の会議公開に関する要綱（平成19年3月15日市長決裁）に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(受付簿への記入)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議傍聴申込受付簿に氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順とする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、3人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、入室することができない。

(会議の秩序維持)

第4条 審議会の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行なわれるよう、傍聴人に遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

2 審議会の長は、傍聴人が遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議非公開の議決があった時は、速やかに退室しなければならない。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成20年1月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。